

公 告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により県営島田地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を変更するための関係市長との協議に当たり、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業変更計画の概要に意見のある者は、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により令和7年8月8日までに新潟県知事に意見書を提出することができます。

令和7年7月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画概要書（写し）

2 縦覧に供する期間

令和7年7月11日から令和7年8月8日まで

3 縦覧に供する場所

上越市ウェブサイト

4 意見書の提出の方法

次のいずれかの方法によってください。

(1) 新潟県上越地域振興局農林振興部へ郵送する。

郵便番号： 943-8551

所 在 地： 上越市本城町5番6号

(2) 新潟県上越地域振興局農林振興部農用地課に持参する。

(3) 次の番号にファクシミリで送付する。 025-526-4080

(4) 次の電子メールアドレスに送信する。 ngt111940@pref.niigata.lg.jp

5 その他

県は計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域機関において閲覧等により公表することとしています。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。

なお、公表の際には住所氏名は公表されません。